

学振特別研究員採用に伴う 日本学生支援機構奨学金の辞退について

**平成20年度の日本学術振興会特別研究員に採用が内定し、
日本学生支援機構奨学金の支給が平成20年4月以降も残って
いる方は、4月以降の奨学金を辞退しなければなりません。**

奨学金辞退予定者は、下記の手順で届出してください。

なお、このうち、平成16年度以降大学院第一種奨学生採用者で優れた業績を挙げた者は、「特に優れた業績による返還免除」の申請資格があります。

記

- (1) 「異動願」を本部奨学厚生グループ奨学チーム(安田講堂1階学生部センター奨学金担当)へ、**1月25日(金)**までに提出してください。
※ 「異動願」の用紙は、奨学チーム窓口で請求するか、東京大学のホームページ(キャンパスライフ>奨学制度>日本学生支援機構の奨学金>在学中の異動について)から印刷してください。
※ 補欠者は採用が決まり次第速やかに提出してください。
 - (2) 提出する前に、公印(研究科(学府・教育部)長印)が押印された「異動願」を予め複写しておき、後日、日本学術振興会へ提出してください。
 - (3) 3月下旬に奨学チームから「返還誓約書」を本人住所に送付しますので、**4月18日(金)**までに奨学チームに提出してください。
- ◎ 「特に優れた業績による返還免除」の申請希望者(第一種貸与者のみ)は、平成19年12月中旬以降、申請書類を取り寄せ、業績証明資料とともに各研究科指定の締切日までに提出してください。書類の配付先、提出先は各研究科の奨学金担当係です。

平成19年11月2日
本部奨学厚生グループ